

省令・告示等の改正などもあり、拙著『電気通信・放送サービスと法』（弘文堂）2017年（以下「本書」と表記します。）に修正すべき箇所あります。

本書の改訂版の出版には時間もかかると思われるので、本HPで次のとおり訂正させていただきます。

<図表の訂正>

2018(平成30)年10月1日及び同年11月1付で、電気通信事業法の施行規則及び総務大臣告示が一部改正され、その関係で消費者保護ルールが適用される電気通信役務や初期契約解除の効果に変更がありました。この変更に伴い、本書189頁の【図表11】及び273頁の【図表21】をそれぞれ下記のものに差し替えます。

【図表11】

対象事業者と適用 該当する条項	対象事業者		対象となる電気通信サービス																						
	項 5号・9条・16条1項	届出 73条の2第2項(事業者等業務受託者(事業法27条の4))	移動通信サービス							固定通信サービス															
			MNOの携帯電話サービス	MNOの無線インターネット専用サービス(BWA)	MNOの音声通話サービス	MVNOの携帯電話サービス	WTA専用サービス	MVNOの期間拘束サービス(BW)	PHS	A(ト)	LM(無線インターネット専用サービス)	MVNOの期間拘束サービス(BW)	プリペイド	公衆無線LAN	FTTHインターネット	CATVインターネット	V-DSL、CATV	分離型ISPサービス	DSLインターネット	FWAインターネット	その他のISPサービス	IP電話	電話及びISDNサービス		
登録(事業法9条)、届出(同16条1項・73条の2第1項)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業の休廃止に係る周知義務(事業法18条3項)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
説明義務(事業法26条)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
書面交付義務(事業法26条の2)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
苦情等処理義務(事業法27条)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
禁止行為(事業法27条の2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為(料金割引・囲込み等)(事業法27条の3)	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
媒介等業務受託者に対する指導等の措置(事業法27条の4)	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
初期契約解除制度(事業法26条の3)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例 ○は適用あり、×は適用なし、□は一部の電気通信事業者に適用あり、△は間接的に適用あり

【図表21】

初期解除による対価請求の上限金額

対価の種類	上限額				
	サービスの種類と金額		サービスの種類と金額		
工事費用	戸建て住宅に人員を派遣して行う工事	FTTHアクセスサービス	25,000円	CATVアクセスサービス	18,000円
	集合住宅等に人員を派遣して行う工事	FTTHアクセスサービス	23,000円	CATVアクセスサービス	17,000円
	その他の工事(人員派遣なし)	FTTHアクセスサービス	2,000円 土日・休日の場合は3,000円、夜間・深夜の場合は10,200円を加算可能(人員無派遣の場合は加算不可)	CATVアクセスサービス	2,000円
MNP転出手数料	1,000円(対面・電話による予約番号を発行した場合に限る)それ以外の方法(Webサイト申込み)の場合は無料				
事務手数料	3,000円(固定通信、移動通信共通)				
MVNOがSIMカードの提供に要する費用	NMOに実際に負担している額又はMVNOがこれを下回る額を設定している場合はその額				

①上記の上限額以内であっても、通常の中途解約等で請求している額の方が低い場合は当該額が上限となる
②上記のほか、省令に基づき、初期契約解除までに利用したサービスの利用料を合理的範囲内で請求可能

<記述の訂正>

- ① 本書273頁22行目から23行目までを削除します。不実告知の禁止の対象には、法人契約、都度契約なども含まれます。
- ② 本書447頁15行目末尾の「回収」は「回数」と訂正します。
- ③ 本書の著者紹介欄中の電子商取引法は「共編」とあるのを「共編著」と訂正します。
- ④ 電波法が定義する「電波」の周波数について「300GHz」と表記されている箇所（137頁、138頁）は「3000GHz」が正しいので訂正します。